

## 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員退職手当規程

制定 平成 19 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、役員（鳥取県を退職した後に役員になった者及び職員（地方独立行政法人鳥取県産業技術センター職員給与規程第 1 条に規定する職員をいう。以下同じ。）を兼務する者及びセンターを退職した者を除く。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号、以下「法」という。）第 17 条第 1 項から第 3 項までの規定により解任されたときには支給しない。

2 退職手当は、当該役員の任期ごとに支給する。

3 職員を兼務する役員は、職員を退職した場合に地方独立行政法人鳥取県産業技術センター職員退職手当規程（以下「職員退職手当規程」という。）により職員に対する退職手当を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 3 条 前条第 1 項に定める遺族の範囲及び順位等については、職員退職手当規程第 13 条及び第 14 条の規定を準用する。

(退職手当の額)

第 4 条 退職した役員に対して支給する退職手当の額は、在職期間 1 月につき退職の日におけるその役員の月例支給額に 100 分の 12.5 を乗じて得た額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じて当該各号に定める調整額を加えた額を退職手当基本額（以下「基本額」という。）として、当該基本額に別に定める評価係数を乗じて得た額とする。

(1) 理事長 在職期間 1 月につき 50,000 円を乗じて得た額

(2) 理事（常勤） 在職期間 1 月につき 45,850 円を乗じて得た額

2 次条の規定により引き続き在職したとみなされた役員が退職した場合の退職手当の額は、役職を異とする役員の在職期間（以下「役職別在職期間」という。）ごとに前項の規定の例により計算した額の合算額とする。

(在職期間)

第 5 条 当該役員が任期満了の日以前に役職を異にする役員に任命されたときは、引き続いて在職したものとみなす。

(在職期間の計算)

第 6 条 在職期間及び役職別在職期間の計算は、役員として引き続きいた在職期間によるものとし、役員となった日から退職した日までの月数（1 月未満の端数が生じたときは、1 月とする。）による。

2 第 4 条第 2 項の規定により退職手当の額を計算する場合において、役職別在職期間ごとの月数の合計が、前項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、役職別

在職期間のうち、1月に満たない端数の少ない役職別在職期間の月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとする。この場合において端数が等しいときは、後の役職別在職期間の在職期間から同様に1月を減ずるものとする。

(退職手当の支払い)

第7条 退職手当は、法令等によりその退職手当から控除すべき額を控除した額を、予算その他特別の事情のある場合を除き、第4条に定める評価係数の決定後、遅滞なく支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特別の理由があると認めるときは、役員が退職した日までに決定された評価係数を用いて第4条を準用して算出した退職手当の額（以下「暫定退職手当額」という。）を、退職した日が属する年度における評価係数が決定された日又は退職手当の支給事由が発生した日のいずれか遅い日以降に遅滞なく支払うことができる。ただし、退職した日の属する年度における評価係数が決定したときは、当該評価係数に基づき前項の規定により算定した退職手当の額から暫定退職手当額を控除した額を支給する。

(退職手当の返納)

第8条 退職手当の返納の取扱いについては、職員退職手当規程第17条の規定を準用する。

(退職手当の特例)

第9条 国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方公共団体、センター以外の地方独立行政法人（以下「国等」という。）に雇用される者が、センターの要請に応じて、引き続いてセンターの役員となるために退職し、かつ、センターの役員として在職した後、引き続いて再び国等の職員となった場合、その者のセンターの役員としての在職期間が国等の退職手当の算定に係る在職期間に通算されることとされたときは、この規程による退職手当は支給しない。

2 役員のうち、鳥取県の職員からセンターの要請に応じて、引き続いて役員となるために鳥取県を退職し、かつ、引き続いて役員として在職した者が、やむを得ない事由により退職した場合の退職手当の額については、この規程の規定にかかわらず、当該退職の日に鳥取県の職員（職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の適用を受ける者、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の適用を受ける者、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の適用を受ける者、及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）の適用を受ける者をいう。）に復帰し、鳥取県の職員として退職した場合における算定方法を勘案して定めることができる。

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な退職手当の支給に関する事項は、職員の例に準じる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年12月24日から施行し、施行日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年3月28日から施行し、施行日以後の退職に係る退職手当について適用する。